

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	長岡京市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	116-0-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/category/5-3-6-0-0.html">http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/category/5-3-6-0-0.html</a>

執行機関名 長岡京市長

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他関係法令に基づく子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(京都府第3子以降保育料無償化事業)
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年長岡京市条例第27号)別表第1 市長又は教育委員会の項 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他関係法令に基づく子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	長岡京市保育料に関する規則(平成28年長岡京市規則第31号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)に規定する支給認定を受け、特定教育・保育施設を利用する児童の保育料について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		長岡京市保育料に関する規則(平成28年長岡京市規則第31号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	長岡京市保育料に関する規則 別表備考9(2)
②事務の内容	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	京都府第3子以降保育料無償化事業費補助金交付要綱に基づく子ども・子育て支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る保育料無償化対象者の認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ロ	長岡京市保育料に関する規則 別表備考9(2)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子どもの保護者若しくは扶養義務者若しくはその世帯員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	児童の保護者又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ハ	長岡京市保育料に関する規則 別表備考9(2)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	児童の保護者又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 チ	長岡京市保育料に関する規則 別表2
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	児童の保護者又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
備考	当該事務は長岡京市子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関する規則(平成28年規則第30号)第12条により、1号認定子どもに係る事務は長岡京市教育委員会が補助執行している。	